

国土交通省中建審第1号  
令和7年12月2日

公共発注者の長 殿  
建設業団体の長 殿  
民間発注者団体の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保哲夫

### 労務費に関する基準の実施について

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により扱い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）によって、中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました。

このため、中央建設業審議会では、令和6年9月に労務費の基準に関するワーキンググループを設置し、令和7年10月の第11回ワーキンググループにて、労務費に関する基準案をとりまとめました。

この労務費に関する基準案について中央建設業審議会で審議を行った結果、別紙のとおり基準を作成することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

以上